

5 在宅生活の支援

(1) 在宅で受けられる支援

① ② ③

居宅介護（ホームヘルプサービス）

- 内 容 … 排せつや入浴等の介助である身体介護、食事づくり・洗濯・掃除などを行う家事援助、病院への通院や官公庁への相談・手続きの際の外出を支援する通院等介助などを行います。
- 利用できる方 … (1) 障害支援区分1以上の方
(2) 障害児は身体障害者手帳所持者、知的・精神障害児等
- 費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。
(定率1割負担で、所得に応じた上限設定があります。)
- 窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター（13ページ参照）

① ② ③

重度訪問介護

- 内 容 … 重度障害のある方が在宅で生活する際の身体介護や見守り及び外出の際の支援を行います。
- 利用できる方 … (1) 重度の肢体不自由者（障害支援区分4以上、二肢以上の麻痺等）
(2) 知的・精神障害者（障害支援区分4以上等）
- 費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。
(定率1割負担で、所得に応じた上限設定があります。)
- 窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター（13ページ参照）

① ② 

訪問入浴サービス事業

- 内 容 … 月に6回（ただし6～10月は月に8回可能）、巡回入浴車が障害のある方の家庭を訪問し、浴そうを部屋へ持ち込み、入浴サービスを行います。
- 利用できる方 … 12歳以上65歳未満の方で、家庭において入浴することが困難な重度の障害者
(1) 身体障害者手帳1・2級の所持者
(2) 最重度（A1）又は重度（A2）の知的障害者
※ただし、12歳未満の方でも、体格等の身体的要件などにより、対象者として認められる場合があります。
- 費 用 … 世帯の所得などに応じて、費用の負担があります。
- 窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター（13ページ参照）、電子申請（1ページ参照）
※介護保険制度や、他の制度での給付が優先となりますので、詳しくはご相談ください。

障害児・者生活サポート事業

- 内 容 … 在宅で生活する障害のある方を支援するため、介護給付の支給決定を受けていない方を主な対象とし、以下の事業を行います。
- (1) あんしんサポート：相談や話し相手、声かけ、見守りなどの生活支援
 - (2) 障害児ファミリーサポート：障害児の保護者に対する養育支援
 - (3) 障害児重度訪問支援：重度障害児への介護、見守り支援
- 利用できる方 … 市内に居住している障害児・者で、以下の条件を満たす方です。
- (1) あんしんサポート（生活支援）

原則として、学齢児以上です。中学 3 年生までは保護者を伴うことを原則としますが、次のいずれかに該当するときは、保護者の付添いを要せず、サービスを受けることができます。

 - ① 保護者等の就労により当該障害児を養育できない時間帯であって、放課後等デイサービス事業等を利用できないとき。
 - ② 保護者等の疾病等により当該障害児に付き添ってサービスを利用することができないとき。
 - (2) 障害児ファミリーサポート（家庭支援）

小学校入学後 6 か月以内の障害児を持つ保護者で、継続的な支援が必要な場合
 - (3) 障害児重度訪問支援

12 歳から 15 歳までの重度障害児であって、常に介護を必要とする方
- 費 用 … (1) あんしんサポートは 5%負担で、(2) 障害児ファミリーサポート（家庭支援）、(3) 障害児重度訪問支援は 10%負担です。
- ※生活保護及び市民税非課税世帯の方は、無料となります。
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

ふれあい収集

- 内 容 … 収集日に職員が自宅前などから資源物やごみを収集します。
- 利用できる方 … 自分でごみを持ち出すことができない高齢者（65 歳以上）や障害のある方で、同居者や身近な人の協力も困難な場合に対象となります。
※利用するためには事前調査が必要なため、下記窓口にお問い合わせください。
※本人や同居者、身近な人の状況によっては、サービスを利用できない場合があります。
- 窓 口 … 地域を所管する生活環境事業所へお問い合わせください。

担当地域	問い合わせ窓口	電 話	F A X	メールアドレス
川崎区	川崎生活環境事業所	266-5747	287-1840	30kawase@city.kawasaki.jp
幸区・中原区	中原生活環境事業所	411-9220	434-7336	30nakase@city.kawasaki.jp
高津区・宮前区	宮前生活環境事業所	866-9131	857-7045	30miyase@city.kawasaki.jp
多摩区・麻生区	多摩生活環境事業所	933-4111	934-8550	30tamase@city.kawasaki.jp

（２）日中活動、訓練などの支援

生活介護

- 内 容 … 食事や入浴・排せつ等の介助や、日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会等を提供します。
- 利用できる方 … (1) 障害支援区分3以上（「施設入所支援」併用の場合は区分4以上）
(2) 年齢 50 歳以上で障害支援区分2以上（「施設入所支援」併用の場合は区分3以上）
- 費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。
(定率 1 割負担で、所得に応じた上限設定があります。)
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

自立訓練（機能訓練）

- 内 容 … 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施します。
- 利用できる方 … 障害のある方で、地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等のために一定の支援を必要とする方
- 費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。
(定率 1 割負担で、所得に応じた上限設定があります。)
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

身 知 精

自立訓練（生活訓練）

- 内 容 … 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施します。
- 利用できる方 … 障害のある方で、地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等のために一定の支援を必要とする方
- 費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。
（定率 1 割負担で、所得に応じた上限設定があります。）
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

身 知 精

宿泊型自立訓練

- 内 容 … 夜間に居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を提供します。
- 利用できる方 … 日中、一般就労や障害福祉サービス等を利用している障害のある方で、地域移行に向けて日中活動先からの帰宅後に生活能力等の維持・向上のための支援を必要とする方
- 費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。
（定率 1 割負担で、所得に応じた上限設定があります。）
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

【川崎市内施設一覧】

施 設 名	運営主体	郵便番号	所 在 地	電 話	FAX	定 員
桜の風 （もみの木ユニット）	社会福祉法人 川崎聖風福祉会	211-0035	中原区井田 3-16-1	920-9006	788-7968	20名 （ショート5名） （体験宿泊2名）
川崎ラシクル	社会福祉法人 三篠会	210-0024	川崎区日進町 5-1	589-3880	589-3890	20名 （ショート4名） （体験宿泊2名）

※上記 2 施設は、どちらも精神障害者の支援を主とした施設です。

身 知 精

地域活動支援センター

- 内 容 … 障害のある方が社会参加の機会を得られるよう、原則として市内に居住する在宅障害者が、生活指導および作業訓練等を受けられます。
- 窓 口 … 各地域活動支援センターもしくは、各区役所地域みまもり支援センター（区役所等については 13 ページ参照）
- 手 続 方 法 … 直接、各地域活動支援センターへお問い合わせください。

主たる 対象者	名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	FAX
知的	スペースほっと&ほっとカフェ	210-0833	川崎区桜本 1-7-24 山下 markⅡ 1 階	266-8093	FAX 兼用
知的	ほっとカフェテリアパン工房	210-0833	川崎区桜本 2-3-19 越川ビル 1F	223-8608	FAX 兼用
知的	フォーラム幸	212-0005	幸区戸手 2-2-2 ハイコーボ幸 103	555-1150	223-7006
知的	くまのへや	211-0062	中原区小杉陣屋町 1-18-2	571-5074	FAX 兼用
知的	夢屋	211-0063	中原区小杉町 1-403-10 サニーウェル小杉 102	733-6231	FAX 兼用
知的	わとわ	211-0044	中原区新城 3-15-12 ふじともビル 104	948-5002	FAX 兼用
知的	和工房 ゆいまーる	211-0025	中原区木月 3-52-3 第一ベルメゾン 101	750-7340	FAX 兼用
知的	若草の家	213-0034	高津区上作延 1125	877-1324	FAX 兼用
知的	つばさ	213-0026	高津区久末 1694	755-6522	FAX 兼用
知的	アトリエ言の葉	216-0015	宮前区平 1-1-17 ミタテビル平 202	948-5983	948-5984
知的	工房和丘	214-0021	多摩区宿河原 2-32-8	911-8114	FAX 兼用
知的	クラフト ヌプリトック	214-0013	多摩区登戸新町 347-2 ブランドール登戸新町 103	935-2678	819-8080
知的	アルデンテ	215-0022	麻生区下麻生 1-31-3	281-4524	FAX 兼用
身体	糸ぐるま	210-0834	川崎区大島 1-3-6 Mレジデンス 1 階	222-0669	FAX 兼用
身体	なかまの家	210-0014	川崎区貝塚 2-12-2	245-2130	FAX 兼用
身体	あかつき第二作業所	210-0015	川崎区南町 22-6 ライオンズマンション 川崎第 3 106 号室	567-1230	571-9948
身体	手作り工房ウィンドウ	210-0832	川崎区池上新町 2-8-5 コーボキド 1 階	277-3113	FAX 兼用
身体	大師ワークショップ	210-0817	川崎区大師本町 8-15 只隈ビル 1 階	287-9409	FAX 兼用
身体	ひょうたん	210-0846	川崎区小田 6-2-16	344-4264	FAX 兼用
身体	もくれん工房	210-0853	川崎区田島町 22-12 打矢ビル 1 階	355-6123	FAX 兼用
身体	すすらんの家	212-0007	幸区河原町 1-2	533-3232	FAX 兼用
身体	でんでん	211-0051	中原区宮内 4-21-1 ローズハイツ 103	948-8515	FAX 兼用
身体	あかね	213-0022	高津区千年 818 サンライフ橘	799-2234	FAX 兼用
身体	あかつき作業所	213-0026	高津区久末 1899 アネックス久末 103	751-6800	751-5802
身体	宮前ふれあいの家	216-0002	宮前区東有馬 1-2-26 コーポ清樹Ⅲ	865-8229	FAX 兼用
身体	いっぽ舎	214-0014	多摩区登戸 369 第 1 ふじたけマンション 103	299-8483	FAX 兼用
身体	多摩ワークショップ	214-0014	多摩区登戸 374 メゾン・ド・フォーレ 101	911-0488	911-0458
身体	GDP かわさき	214-0014	多摩区登戸 2981 サポートセンターロンド 1F	455-7495	455-7498
身体	映像工房ペリ	215-0011	麻生区百合丘 1-18-15 百合サロン	966-5015	FAX 兼用
身体	ひびき工房	215-0011	麻生区百合丘 1-5-5	966-5017	FAX 兼用
精神	サボン草	210-0826	川崎区塩浜 2-21-3	288-5159	FAX 兼用
精神	がんばるぞ大師	210-0804	川崎区藤崎 4-17-20	589-5480	FAX 兼用

主たる 対象者	名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	FAX
精神	みなみ	210-0828	川崎区四谷上町 12-25 エスポフジヨシ 102	276-5049	276-6678
精神	かもめ	210-0847	川崎区浅田 3-8-3	333-7545	FAX 兼用
精神	ほっとスペース マナ	210-0833	川崎区桜本 1-8-22	589-3108	FAX 兼用
精神	みゆき作業所	212-0052	幸区古市場 1808-1	511-5001	FAX 兼用
精神	かもみいる	212-0055	幸区南加瀬 3-4-5 シャルムフカセ 301	201-4439	FAX 兼用
精神	オアシス井田	211-0034	中原区井田中ノ町 41-7	789-9743	789-9749
精神	すろーすてっぴ	211-0062	中原区小杉陣屋町 1-13-6-401	819-7836	FAX 兼用
精神	窓の会	211-0044	中原区新城 3-9-19 荒井ビル 101	777-6255	FAX 兼用
精神	サボン草Ⅱ	213-0015	高津区梶ヶ谷 3-1-13	740-9186	865-5185
精神	喫茶ほっと	213-0001	高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 2 階	812-1147	FAX 兼用
精神	ワーキングサポート新城	213-0014	高津区新作 6-9-7-101	863-7730	863-7763
精神	バンブーハウス	213-0014	高津区新作 6-16-23 フォーブル新城 1 階	852-0660	FAX 兼用
精神	宮前フレンズ	216-0042	宮前区南野川 1-6-26 メゾン・ド・フレア 201	777-7080	863-4121
精神	トゥーランプラン宮前	216-0033	宮前区宮崎 5-14-29 グレース宮崎台 101・102	854-1156	854-1262
精神	紙ひこうき	214-0014	多摩区登戸 2341-1	922-3686	FAX 兼用
精神	きたのぼ	214-0014	多摩区登戸 2341-1	922-6628	FAX 兼用
精神	さくらスタジオ	215-0021	麻生区上麻生 6-5-12-107	455-6722	FAX 兼用
精神	日だまり工房	215-0011	麻生区百合丘 1-16-14 クレスト百合丘 4 階	965-4311	FAX 兼用
精神	はみんぐばード	215-0004	麻生区万福寺 2-10-3 JC ハイム 102	567-7208	FAX 兼用

身

視覚障害者訓練事業

内 容 … 障害のある方の相談内容に応じ、その方の視覚能力や視覚以外の代替機能を有効に活用することで様々な可能性を切り開く事ができるよう、各種訓練などを行います。

- (1) コミュニケーション訓練（点字、パソコンなど）
- (2) 歩行訓練（白杖、誘導法など）
- (3) 日常生活訓練（調理、身辺処理など）
- (4) その他相談（スマートフォンや録音図書再生機の操作、ロービジョン相談、生活全般に関する相談など）

利用できる方 … 市内在住・在学・在勤の視覚障害者（手帳の所持不問）で、訓練を必要とする方

窓 □ … 視覚障害者情報文化センター

※視覚障害に関する各種相談などで来所する場合、事前に、視覚障害者情報文化センター（訓練担当）に電話の上、必ず予約をしてください。（予約は随時受け付け）

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	もよりの駅・バス停
視覚障害者情報文化センター（訓練担当）	210-0026	川崎区堤根 34-15 ふれあいプラザかわさき 3 階	222-1611	J R 線 川崎駅 京急線 八丁畷駅

※視覚障害者情報文化センター 訓練担当ホームページ：<http://www.kawasaki-icc.jp>

自閉症者短期支援事業

- 内 容 … (1) 短期支援事業
環境の変化等の理由で日常生活リズムを乱した自閉症者に対し、安定した日常生活習慣を習得できるよう、必要な支援・訓練を行います。
- (2) 相談事業
支援を希望する自閉症者の家族・支援者を対象に、在宅療育に関する相談を受け付け、必要な助言を行います。

利 用 期 間 … 原則 2 週間以内

費 用 … 無料（昼食利用者は 1 食 400 円）

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）
くさぶえの家（高津区末長 3-25-8 電話：888-6692）
※面接後に、日程調整を含めて詳しく説明します。

（3）施設の一時利用

短期入所（ショートステイ）

内 容 … 介護を行う方の疾病などの理由により、短期間、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関などにおいて、介護等の支援を行います。

費 用 … 費用の 1 割負担及び食費等の実費
※世帯の所得等により、上限額が定められています。

（1）福祉型短期入所

利用できる方 … 障害支援区分又は障害児区分が 1 以上の方

利 用 方 法 … 市内事業所における利用者登録制度を実施していますので、各区役所地域みまもり支援センターで配付する登録申込書を（地域みまもり支援センター等経由で）事業所に提出してください。登録後、直接事業所と契約の上で利用してください。（利用契約に際して面接を行う施設もあります。）

問 合 せ 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

事業所名称	主たる障害	郵便番号	所 在 地	電 話	FAX	法 人 名
川崎ラシクル短期入所事業所	身体・知的・精神	210-0024	川崎区日進町 5-1	589-3880	589-3890	社会福祉法人三條会
ライプリー	知的・児童（※）	210-0837	川崎区渡田 1-15-5	344-6085	344-6087	社会福祉法人ともかわさき
かわさき地域生活支援拠点 たじま短期入所	身体・知的・精神	210-0853	川崎区田島町 20-10	276-9638	276-9619	社会福祉法人川崎聖風福祉会
短期入所クライス川崎南加瀬	身体・知的・精神	212-0055	幸区南加瀬 4-21-7	201-4026	201-4066	ミナノワ株式会社
じぶんハウス上丸子天神町	身体・知的・精神	211-0007	中原区上丸子天神町 334 1 階	543-8088	543-8088	合同会社 R S T
短期入所事業所ひらま	知的	211-0013	中原区上平間 1564-12	540-0907	540-0908	社会福祉法人ともかわさき

事業所名称	主たる障害	郵便番号	所在地	電話	FAX	法人名
桜の風（さくら）	身体・知的	211-0035	中原区井田 3-16-1	920-9301	788-7967	社会福祉法人 育桜福祉会
桜の風（もみの木）	精神	211-0035	中原区井田 3-16-1	920-9006	788-7968	社会福祉法人 川崎聖風福祉会
中央療育センター	児童	211-0035	中原区井田 3-16-1	754-4563	766-3463	社会福祉法人 同愛会
障害ショートステイ 桜の丘	知的	211-0035	中原区井田 3-16-1	948-6350	948-6351	社会福祉法人 白山福祉会
ことのは短期入所	身体	211-0041	中原区下小田中 3-17-10 HMC o m f o r t 1 階	948-5188	948-5198	HMカンパニー株式会社
障害福祉サービス事業所 ナーシングピア子母口	身体・知的・精神	213-0023	高津区子母口 373	874-2077	874-2088	社会福祉法人 円融会
短期入所 クライス川崎神木	身体・知的・精神	216-0032	宮前区神木 2-9-5	948-6218	948-6228	ミナノワ株式会社
れいんぼう川崎	身体	216-0002	宮前区東有馬 5-8-10	888-8601	888-8849	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
こころん	知的	216-0035	宮前区馬絹 6-10-33 まじわーる宮前内	855-2011	855-0781	社会福祉法人 みのり会
みずさわ短期入所事業所	知的	216-0012	宮前区水沢 3-6-50	978-3238	977-5184	社会福祉法人 三篠会
短期入所 クライス川崎初山	身体・知的・精神	216-0026	宮前区初山 1-36-48	750-0446	750-0447	ミナノワ株式会社
ひまわり荘 102	身体・児童	214-0014	多摩区登戸 2980 ひまわり荘 102 号室	930-0160	930-0128	特定非営利活動法人 療育ねっとわーく川崎
サポートセンター ロンド 2 号館	身体・児童	214-0014	多摩区登戸 2954-3	930-0160	930-0128	特定非営利活動法人 療育ねっとわーく川崎
つむぎ	身体・知的	214-0036	多摩区南生田 5-23-4	819-5315	819-5316	株式会社つむぎ
つばき寮短期入所事業	知的・児童（※）	215-0001	麻生区細山 1209	954-5011	954-6463	社会福祉法人 セイワ
つつじ工房短期入所事業	知的・児童（※）	215-0001	麻生区細山 1209	954-5011	954-6463	社会福祉法人 セイワ
柿生学園	知的	215-0025	麻生区五力田 2-20-10	987-1511	987-1510	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
ワクドキ	知的	215-0007	麻生区向原 3-17-11	281-0331	281-0331	一般社団法人 てんとうむし
AMANEKU川崎麻生 短期入所	身体・知的・精神	215-0022	麻生区下麻生 1-21-8	070-6484 -7037	050-3385 -5021	株式会社 AMATUHI

※ライブラリー、つばき寮、つつじ工房は、15 歳以上（中学校卒業）から利用の相談を受け付けています。

（2）医療型短期入所

利用できる方 … 人工呼吸器による呼吸管理を要する方、進行性筋萎縮症に罹患している方、重症心身障害児・者（身体障害者手帳（肢体不自由）1 級又は 2 級、かつ、療育手帳 A1 又は A2）、遷延性意識障害のある方。

利用方法 … 原則、直接事業所にお申し込みください。

	事業所名称	対 象		郵便番号	所在地	電話	FAX	法人名
		児童 ～17 歳	成人 18 歳～					
1	ソレイユ川崎	○	○	215-0001	麻生区細山 1203	959-3003	954-5581	社会福祉法人 三篠会
2	川崎協同病院 医療型 特定短期入所サービス ぽっかぽか	○	○	210-0833	川崎区桜本 2-1-5	299-4781	299-4788	川崎医療生活協 同組合
3	HARMONIOUS	○		214-0014	多摩区登戸 1927-1 Aristio 1 階	050-1808-1539	050-3730-0339	医療法人 聖育会

問合せ窓口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

※川崎協同病院、HARMONIOUS は「日中のみの利用」となります。

(3) 日中一時支援事業【日中短期入所】

利用できる方 … 障害支援区分又は障害児区分が 1 以上の方。

利 用 方 法 … 直接事業所にお申し込みください。

問 合 せ 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

	事業所名称	主たる 障害	郵便番号	所 在 地	電 話	FAX	法 人 名
1	ライブラリー	知的・ 児童 (※)	210-0837	川崎区渡田 1-15-5	344-6085	344-6087	社会福祉法人 ともかわさき
2	中央療育センター	児童	211-0035	中原区井田 3-16-1	754-4563	766-3463	社会福祉法人 同愛会
3	こころん	知的	216-0035	宮前区馬絹 6-10-33 まじわーる宮前内	855-2011	855-0781	社会福祉法人 みのり会
4	ひまわり荘 102	身体	214-0014	多摩区登戸 2980 ひまわり荘 102 号室	930-0160	930-0128	特定非営利活動法人 療育ねっとわーく川崎
5	柿生学園	知的	215-0025	麻生区五カ田 2-20-10	987-1511	987-1510	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団

※ライブラリーは、15 歳以上（中学校卒業）から利用の相談を受け付けています。

市外施設については、各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）、児童相談所（19 ページ参照）にお問い合わせください。

障害のある方の地域生活を支える「拠点型施設」について

障害の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、複数の機能（生活介護、短期入所、相談支援、日中一時支援、市独自の取組である障害者生活支援・地域交流事業）を併せ持つ「拠点型施設」を整備し、障害のある方が共に地域で安心して生活していくための様々な支援を実施しています。

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	FAX
宮前区障がい者福祉拠点施設	216-0035	宮前区馬絹 6-10-33 まじわーる宮前内	855-0780	855-0781
かわさき地域生活支援拠点たじま	210-0853	川崎区田島町 20-10	276-9689	276-9619
なかはら障害者福祉施設ひらま	211-0013	中原区上平間 1564-12	540-0909	540-0910
ナーシングピア子母口	213-0023	高津区子母口 373	874-2077	874-2088

身 知 精

障害者（児）緊急短期入所ベッド確保事業

内 容 … 下記の要件に該当し、緊急に短期入所を必要とする場合に、緊急短期入所用のベッドを確保している施設において、対象者の受け入れと入所期間中の介護支援を行います。

利用できる方 … 原則、市内に居住する在宅の障害者（児）であって、障害者総合支援法に基づく短期入所の支給決定を受け、事前に実施施設に利用者登録（５７ページ参照）をしている方のうち、次の要件を満たす方。

(1) 介護者の急な病気等により、他に介護する方がいない場合

(2) 葬祭等、緊急でやむをえない介護者の事情があり、他に介護する方がいない場合

※原則、上記の要件が、利用予定日の３日前から当日にかけて発生した場合が対象となります。

利 用 方 法 … 原則として、事前に利用者登録をされている実施施設に直接お申し込みください。
なお、利用に際して、各区役所地域みまもり支援センター（１３ページ参照）にもご相談いただけます。

	事業所名称	主たる障害	ベッド数	郵便番号	所在地	電 話	FAX	法 人 名
1	ライプリー	知的	2 床	210-0837	川崎区渡田 1-15-5	344-6085	344-6087	社会福祉法人ともかわさき
2	障がい者支援施設みずさわ	知的	1 床	216-0012	宮前区水沢 3-6-50	978-3238	977-5184	社会福祉法人三篠会
3	桜の風（さくら）	身体知的	4 床	211-0035	中原区井田 3-16-1	920-9300	788-7967	社会福祉法人育桜福祉会
4	桜の風（もみの木）	精神	1 床	211-0035	中原区井田 3-16-1	920-9006	788-7968	社会福祉法人川崎聖風福祉会
5	障害者支援施設川崎ラシクル	身体知的精神	5 床	210-0024	川崎区日進町 5-1 川崎市複合福祉センター（ふくふく）内	589-3880	589-3890	社会福祉法人三篠会

身 知 精

障害児・者一時預かり

内 容 … 障害のある方が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切な指導及び訓練を行います。

利用できる方 … 市内に在住する障害児・者

費 用 … 費用の１割負担。その他、送迎費用やおやつ代等の実費。

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（１３ページ参照）

(4) 医療・リハビリなどに関する支援

① ②

あんしん見守り一時入院事業

内 容 … 医療依存度の高い在宅で生活されている方が、居宅において生活が困難となった場合に、医療機関への一時的な入院により在宅生活を継続するための制度です。

(1) 利用期間

原則同一月内1ヶ月のうち7日間まで。

(2) 費用負担

登録の際の「診療情報提供書」作成費用及び入院に関わる社会保険各法の定めによる一部負担金は利用者の負担となります。

また、日常生活上の便宜に要する費用及び入院または退院時の移送に要する費用も利用者の負担となります。

(3) 実施機関

病院協会にあらかじめ登録された市内の医療機関となります。

利用できる方 … 市内に居住する在宅で療養中の高度な医療的ケア（人工呼吸器常時管理、頻回吸引、中心静脈栄養、腹膜透析等）を必要とする、以下のいずれかに該当する方。

(1) 要介護認定を受けている方

(2) 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方

(3) 重症心身障害児者

(4) 医療的ケア児

※ベッドに空きがない場合など、利用できない場合があります。

※詳細は下記窓口までお問い合わせください。

利用方法 … 事前登録制となります。各窓口へご相談ください。

相談窓口 … <18歳未満>

川崎区・幸区・中原区・高津区にお住まいの方

総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 電話：223-6973

宮前区・多摩区・麻生区にお住まいの方

地域相談支援センターそれいゆ 電話：281-0037

<18歳以上>

総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 電話：223-6953



重度障害者訪問看護サービス等支援事業

内 容 … 医療保険に基づく訪問看護に加え、1回240分を限度（30分単位）とした訪問看護サービスの提供を行います。（期間内の利用上限時間は80時間）

利用できる方 … 訪問看護ステーションまたは医療機関の訪問看護を利用している方で以下のいずれかに該当する方。

- (1) 重度の障害者であり、運動機能が座位まででかつ、レスピレーター（人工呼吸器）管理が必要など、判定基準に定められた判定スコアの合計が20点以上の方
（例）気管内挿管・気管切開 8点、IVH（中心静脈栄養法）10点 等
- (2) 日常生活を営むための医療を要する状態にある児童
（例）人工呼吸器管理、酸素吸入 等

費 用 … 以下のとおり

利用時間		30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 120分未満	120分以上 150分未満	150分以上 180分未満	180分以上 210分未満	210分以上 240分
区 分		利用者負担額（1回あたり）							
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		無 料							
市民税非課税世帯		無 料							
市民税課税世帯	（障害児） 所得割 28万円未満	50円	90円	130円	170円	210円	250円	290円	330円
	（障害者） 所得割 16万円未満	100円	180円	260円	340円	420円	500円	580円	660円
	上記以外	500円	900円	1,300円	1,700円	2,100円	2,500円	2,900円	3,300円

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13ページ参照）、電子申請（1ページ参照）

身

在宅人工呼吸器使用患者支援事業

内 容 … 医療で実施する訪問看護に加え、1日につき4回目以降の訪問看護について、1人あたり年間260回を限度とした訪問看護サービスの提供を行います。

利用できる方 … 次の全ての要件を満たす方

- (1) 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方
- (2) 指定難病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している方
- (3) 訪問看護が必要と医師が認める方

費 用 … 無料

手 続 方 法 … 在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書を主治医に提出

（主治医と訪問看護ステーション等を通じて、川崎市に申請されます。）

問 合 せ 窓 口 … 健康福祉局 地域包括ケア推進室（電話：200-3801）

在宅リハビリテーションサービス事業

内 容 … 医師等の専門スタッフが訪問し、在宅生活の質の改善（安全性の確保、自立度の向上、介助量の軽減、社会参加など）に向けて、総合評価の上、福祉用具の活用、住環境の整備、介護方法の指導など、各種相談・助言を行います。

利用できる方 … 障害のある方及びその介護者

実施する機関 … (1) 各地域リハビリテーションセンター（17 ページ参照）
(2) れいんぼう川崎 在宅支援室（電話：888-8649）

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）又は、上記「実施する機関」にお問い合わせください。

精神科デイケア

精神障害のある方の社会生活への適応を図るとともに社会参加を促進するため、精神科医療の一環として、1 日 6 時間、週 4～6 日程度、料理、話し合い、スポーツ、創作活動、レクリエーション、社会見学等、様々なプログラムが行われています。

活動内容は、各実施医療機関によって異なりますので、詳しくは、各医療機関にご相談ください。

種 別	医療機関名	郵便番号	所 在 地	電 話
精神科 デイケア	かわさきデイケア・クリニック	210-0015	川崎区南町 1-8 林ビル川崎 1 階	221-0101
	栗田病院	212-0054	幸区小倉 2-30-13	599-2441
	ハートフル川崎病院	213-0006	高津区下野毛 2-1-3	833-7151
	東横恵愛病院	216-0003	宮前区有馬 4-17-23	877-5522
	武田病院	214-0014	多摩区登戸 3193	911-4050
	生田病院	214-0037	多摩区西生田 5-24-1	966-2151
	しんゆりメンタルヘルス クリニック	215-0024	麻生区白鳥 2-7-36	969-5380
老人性認知症 デイケア	かわさき記念病院	216-0013	宮前区潮見台 20-1	977-8877
復職支援 デイケア	かわさきデイケア・クリニック	210-0015	川崎区南町 1-8 林ビル川崎 1 階	221-0101
	武田病院	214-0014	多摩区登戸 3193	911-4050

※上記の他、各区役所（地域みまもり支援センター）で、月 1 回～3 回程度、料理、手工芸、スポーツ、話し合いなどのグループ活動を行っています。内容や実施日などは各センターにより異なりますので、詳細は各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課（13 ページ参照）にお問い合わせください。

(5) 福祉用具の支援

身

補装具費の支給

- 内 容 … 次の補装具の購入・修理・借受が必要と認められる場合、費用の支給を行います。
 (*対象者の身体状況、障害名等により費用の支給が認められない場合があります)
 (1) 義肢 (2) 装具 (3) 座位保持装置 (4) 視覚障害者安全つえ
 (5) 義眼 (6) 眼鏡 (7) 補聴器 (8) 人工内耳(修理のみ)
 (9) 車いす ㊦ (10) 電動車いす ㊦ (11) 歩行器 ㊦ (12) 歩行補助つえ ㊦
 (13) 座位保持いす (14) 起立保持具 (15) 頭部保持具 (16) 排便補助具
 (17) 重度障害者用意思伝達装置
 ※(13)～(16)は児童のみ対象です。
 ※介護保険対象の福祉用具(9)、(10)、(11)、(12))は、介護保険制度の福祉用具
 貸与または特定福祉用具販売が優先となり、支給が受けられない場合があります。
 ※医療機関において医師が行う治療の一環として、健康保険などから支給される医療
 用装具や労働者災害補償保険法等により交付される場合は、他制度が優先となり、
 支給が受けられない場合があります。
- 利用できる方 … 身体障害者手帳のある方、身体障害児及び障害者総合支援法で定める疾病(39 ページ参照)に罹患する難病患者等
- 費 用 … 費用の1割負担。ただし、所得区分に応じて上限額の設定があります。
- 必 要 書 類 … 身体障害者手帳、難病患者等であることが確認できる書類、マイナンバーの確認に必要な書類、その他必要書類
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター(13 ページ参照)

身 知 精

日常生活用具の給付

- 内 容 … 障害のある方が別表の日常生活用具の給付を受けることができます。
 ※対象者の障害の程度や年齢により、給付の要件が異なります。
 ※別表のうち、介護保険対象の福祉用具(種目に ㊦ がついているもの)の購入は、介護保険制度の給付が優先となり、給付が受けられない場合があります。
- 費 用 … 費用の1割負担。ただし、用具・所得区分等に応じて上限額の設定があります。
- 必 要 書 類 … 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病患者等であることが確認できる書類、見積書、その他必要書類
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター(13 ページ参照)

	種 目	対象年齢	対象等級	給付を受けられる方
肢 体	特殊便器	学齢児以上	1・2 級	訓練を行っても自らの排便後の処理が困難な方
	浴槽・湯沸器	学齢児以上		肢体不自由の方
	㊦ 腰掛便器	5 歳以上		

	種 目	対象年齢	対象等級	給付を受けられる方
肢 体	㊦ 特殊寝台（給付）	学齢児以上	1・2 級	日常的に起き上がり、床からの立ち上がり、寝返りがいずれも困難な肢体不自由の方
	㊦ 体位変換器	学齢児以上		体位の変換が独力で困難な肢体不自由の方
	㊦ 移動用リフト	学齢児以上		肢体不自由の方
	㊦ 移動・移乗支援用具	3 歳以上		家庭内の移動等で介助を必要とする肢体不自由の方
	*居宅生活動作補助用具 （介護保険制度の住宅改修が優先となります。）	学齢児以上	3 級以上	肢体不自由又は平衡機能障害の方
	訓練椅子	3 歳以上	1・2 級	肢体不自由の方
	㊦ 特殊尿器	学齢児以上	1 級	常時排出に介護を要する肢体不自由の方
	㊦ 特殊マット	なし	1・2 級	常時介護を要する肢体不自由の方
	入浴担架	3 歳以上		入浴にあたって家族等の介護を要する肢体不自由の方
	㊦ 入浴補助用具	3 歳以上		
	歩行補助つえ（1 本つえのみ）	3 歳以上		肢体不自由及び平衡機能障害で、歩行などに必要と認められる方
	頭部保護帽	3 歳以上		平衡機能又は下肢、もしくは体幹機能障害の方
	㊦ シャワーキャリー	学齢児以上	1・2 級	肢体不自由の方で移動に支障をきたし、入浴にあたり当該用具が必要な方
	携帯用会話補助装置	学齢児以上		音声言語機能障害又は肢体不自由の方で、発声・発語に著しい障害がある方
	情報・通信支援用具	学齢児以上	1・2 級	上肢障害の方
	障害者用切替装置（スイッチ）	3 歳以上	1・2 級	肢体不自由の方
	ホームコール	3 歳以上	1・2 級	肢体不自由の方で発声・発語が困難な方
視 覚	視覚障害者用ポータブルレコーダー	学齢児以上		視覚障害 1・2 級の方又は 3 級以下で視覚障害者用ポータブルレコーダーチェックシートにより必要と認められた方
	点字タイプライター	学齢児以上	1・2 級	視覚障害の方
	視覚障害者用時計	学齢児以上		
	電磁調理器	なし	1・2 級	視覚障害の方のみの世帯又はこれに準ずる世帯
	視覚障害者用体重計	学齢児以上	1・2 級	視覚障害の方
	視覚障害者用電卓	学齢児以上		
	視覚障害者用音声式体温計	学齢児以上		
	情報・通信支援用具	学齢児以上		
	拡大読書器	学齢児以上		本装置により文字等を読むこと等が可能となる視覚障害の方

	種 目	対象年齢	対象等級	給付を受けられる方
視 覚	歩行時間延長信号機用 小型送信機	学齢児以上	1・2 級	視覚障害の方
	点字図書	3 歳以上		主に情報の入手を点字によって行っている方
	点字ディスプレイ	学齢児以上	1・2 級	視覚障害の方
	視覚障害者用活字文書読上げ 装置	学齢児以上		
	点字器	学齢児以上		
聴 覚	聴覚障害者用屋内信号装置 (パトライト、サウンドマスター等)	学齢児以上	3 級以上	聴覚障害の方（聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）
	聴覚障害者用通信装置 (FAX 等)	学齢児以上		聴覚障害の方又は発音・発語に著しい障害を有する方で、コミュニケーション・緊急連絡の手段として必要と認められる方
	聴覚障害者用情報受信装置	学齢児以上		聴覚障害の方
知 的	電磁調理器	18 歳以上	A1・A2	重度又は最重度の知的障害の方で当該用具が認められた世帯
	頭部保護帽	3 歳以上		知的障害又は精神障害の方で、てんかん発作や自傷行為等により頭部を強打する危険性のある方
	㊦ 特殊マット	なし	A1・A2	常時介護を要する重度又は最重度の知的障害の方
	㊦ シャワーキャリー	学齢児以上		重度又は最重度の知的障害の方で移動に支障をきたし、入浴にあたり当該用具が必要な方
	㊦ 腰掛便器	5 歳以上		重度又は最重度の知的障害の方
	訓練椅子	3 歳以上		
	バギー	3 歳以上		重度又は最重度の知的障害の方で、医師等により必要と認められた方
難 病	㊦ 特殊寝台	なし		難病患者等の方で、寝たきりの状態であり、医師及び福祉事務所に必要と認められた方
	㊦ 特殊マット	なし		
	㊦ 体位変換器	学齢児以上		
	㊦ 特殊尿器	学齢児以上		難病患者等の方で、自力で排尿できない状態であって、医師及び福祉事務所に必要と認められた方
	㊦ 移動用リフト	学齢児以上		難病患者等の方で、下肢又は体幹機能に障害のある状態であって、医師及び福祉事務所に必要と認められた方
	㊦ 居宅生活動作補助用具 (介護保険制度の住宅改修が優先となります。)	学齢児以上		
	㊦ 入浴補助用具	3 歳以上		難病患者等の方で、入浴に介助を要する状態であって、医師及び福祉事務所に必要と認められた方
	㊦ 腰掛便器	5 歳以上		難病患者等の方で、常時介護を要する状態であって、医師及び福祉事務所に必要と認められた方

	種 目	対象年齢	対象等級	給付を受けられる方
難病	㊦ 移動・移乗支援用具	3 歳以上		難病患者等の方で、下肢が不自由な状態であって、医師及び福祉事務所ににより必要と認められた方
	㊦ 特殊便器	学齢児以上		難病患者等の方で、上肢機能に障害のある状態で、医師及び福祉事務所ににより必要と認められた方
	自動消火器	なし		難病患者等の方で、火災発生感知及び避難が著しく困難である状態で、医師及び福祉事務所ににより必要と認められた方
	ネブライザー（吸入器）	なし		難病患者等の方で、呼吸器機能に障害のある状態であり、医師及び福祉事務所ににより必要と認められた方
	電気式たん吸引器	なし		
	酸素飽和度測定装置	なし		難病患者等の方で、人工呼吸器を常時必要とする状態であり、医師及び福祉事務所ににより必要と認められた方
	障害者用切替装置（スイッチ）	3 歳以上		難病患者等の方で、医師及び福祉事務所ににより必要と認められた方
	ホームコール	3 歳以上		難病患者等の方で、医師及び福祉事務所ににより必要と認められた方
その他	透析液加温器	なし	3 級以上	腎臓機能障害 3 級以上の障害の方で、自己連続横行式腹膜灌流法（CAPD）による透析を受けている方
	火災警報器	なし	1・2 級 A1・A2	重度の身体障害又は重度の知的障害の方で火災発生感知及び避難が著しく困難な、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方
	自動消火器	なし		障害種別に関わらず火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者世帯
	酸素ボンベ運搬車	なし		医療保険における在宅酸素療法を行っている方
	ネブライザー（吸入器）	なし	3 級以上	呼吸器機能障害の方
			1・2 級 A1・A2	重度の身体障害又は重度の知的障害の方で、医師等により必要と認められた方で、使用法について指導を受けられる方
	電気式たん吸引器	なし	3 級以上	呼吸器機能障害の方
			1・2 級 A1・A2	重度の身体障害又は重度の知的障害の方で、医師等により必要と認められた方で、使用法について指導を受けられる方
				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害の方で嚥下機能に障害があり、医師等により必要と認められた方で、使用法について指導を受けられる方
	㊦ 褥瘡防止用マットレス	学齢児以上	1・2 級 A1・A2	重度の身体障害又は重度の知的障害の方で、常時介護を要し、福祉事務所ににおいて必要と認められた方のうち、医師等により必要と認められた方
	酸素飽和度測定装置	なし		呼吸器機能障害又は心臓機能障害を有する方であって、医療保険における在宅酸素療法を行うか、若しくは人工呼吸器を常時必要とする方、又は同程度の障害を有する重度の重複障害等がある方であって必要と認められる方
	障害者用テーブル	学齢児以上		当該用具が必要と認められた身体障害及び知的障害の方
	自助具（食食用具セット等）	学齢児以上		当該用具が必要と認められた身体障害の方
	カーシート	3 歳以上	1・2 級 A1・A2	重度の身体障害又は重度の知的障害の方で、医師等により必要と認められた方

	種 目	対象年齢	対象等級	給付を受けられる方
そ の 他	情報・通信支援用具	学齢児以上	1・2 級	視覚障害又は上肢障害の方
	移動・移乗支援用具	3 歳以上		家庭内の移動等で介助を必要とする平衡機能障害の方
	携帯用会話補助装置	学齢児以上		音声言語機能障害の方で発声・発語に著しい障害がある方
	人工喉頭 (<u>笛式、電動式、埋込式</u>)	学齢児以上		喉頭摘出等の音声機能障害により発音が困難な身体障害の方
	難聴児用補聴器	18 歳以下		地域療育センターに訓練等で係わる 18 歳までの身体障害者手帳に該当しない聴力程度の障害児で、教育的・言語獲得上において、補聴器の装用が、地域療育センターの評価により適当と認められた方
	難聴児用補聴援助システム	18 歳以下		原則として地域療育センターにて訓練等を受けている難聴児で、次のすべてを満たすと認められるもの。 (1) 本事業を申請する年度内に満5歳以上に達すること。 (2) 未就学児の場合は、補聴器の常時装用が1年以上経過していることが地域療育センター等の言語聴覚士によって確認できていること。また、学齢児以上の場合には、補聴器の常時装用が半年以上経過していることが地域療育センター等の言語聴覚士によって確認できていること。 (3) 補聴援助システムの試聴を経ており、その効果、有用性が地域療育センター等の言語聴覚士によって確認できていること。 (4) 本事業以外の方法によって、補聴援助システムをすでに所有又は常時貸し出されている事実がないこと。
	頭部保護帽	3 歳以上		平衡機能障害の方
	歩行補助つえ（1 本杖のみ）	3 歳以上		平衡機能障害で、歩行などに必要な方
	紙おむつ（経過的）	3 歳以上	1・2 級 A1・A2	重度の身体障害又は重度の知的障害の方で、常時介護を要する状態の方で、福祉事務所において特に必要と認められた方のうち医師等により必要と認められた方
	紙おむつ	3 歳以上		① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができない方 ② 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある方及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方 ③ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な方のうち医師等により必要と認められた方 ＊いずれも3歳以上の方
	ストーマ装具（消化器系）	なし		直腸機能障害の方
	ストーマ装具（尿路系）	なし		ぼうこう機能障害の方
	収尿器	なし		頸髄損傷及び脊髄損傷による高度の排尿機能障害により排尿の調節が自由にできない方
	洗腸装具	なし		紙おむつ・ストーマ装具が使用困難で当該用具が必要な方
	その他市長が認めたもの	なし	1・2 級 A1・A2	重度の身体障害又は重度の知的障害の方で、医師等により必要と認められた方 (利用は1人につき1回です。)